






八和田小だより

【学校教育目標】 『さしい子・わかるまで学ぶ子・くましい子』

《学校における「働き方改革」の取組について》

1年生の保護者の皆様には、5月23日に行われた授業参観へ来校いただきありがとうございました。授業参観は1学期にもう一度あります(6月21日、22日)。そちらにもぜひ出席いただけるとありがたいです。

さて今回は、学校における「働き方改革」の取組について紹介します。学校における「働き方改革」は、本校が独自に行っているわけではなく、文部科学省が前面に立ち、埼玉県教育委員会、小川町教育委員会、そして学校が一体となって行っているものです。先日、埼玉県内の校長が一堂に会する研修があり、その中で埼玉県教育委員会教育長が、新「学校における働き方改革基本方針」についての内容を講話されましたので紹介いたします。

学校における働き方改革の推進 教育長メッセージ

私は、教育長就任時に、「働き方改革」を最重要課題の1つとして掲げました。それは、子供たちにより良い教育を行うためには教職員自身が心身ともに健康であることが不可欠だからです。教職員が心身ともに健康で充実した日々を送ることができるからこそ、新しいことにチャレンジしたり自己研鑽に励んだりするなど、意欲を持って職務に専念できるようになり、その結果、学校は、教育活動の質が高まり子供たちにとってより楽しく魅力あふれる場になるものと考えます。

また、本県においても教員採用選考試験の倍率が低下傾向にあり、教員の質の確保という観点からも働きやすい環境を整える必要があります。

このようなことから、県では、令和元年度に策定した「学校における働き方改革基本方針」(以下「前『基本方針』」という。)に基づき、積極的に取組を進めてきたところですが、一定の改善は見られるものの、令和3年度末においても前「基本方針」の目標(時間外在校等時間 原則 月45時間以内、年360時間以内)の達成には残念ながら至っておりません。

そのため、今回改定した「学校における働き方改革基本方針」(以下「新『基本方針』」という。)には、「『日本一働きやすい』『埼玉の先生になりたい』と言われる埼玉県を目指して」を本県の目指す教職員の働き方として新たに打ち出し、それに向けた実効ある取組を位置付けたところです。

(中略)

結びになりますが、教職員が毎日元気に生き生きと子供たちの教育活動に当たり、子供たちにより一層効果的な教育活動を行えるよう、保護者や地域の皆様の御理解・御協力もいただきながら、新「基本方針」に基づいた取組を全力で推進してまいります。

令和4年4月 埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

令和4年4月からの新『基本方針』の目標は、次のとおりです。

○時間外在校等時間 月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに100%に

裏面には、先生の働き方(中学校のA先生の一日)を紹介したパンフレット(埼玉県教育委員会作成)を掲載しました。

私たち小学校の先生は部活動指導がありませんが、朝の登校指導、午後の部活動の時間には、明日の授業(5~6教科)準備や小テストの丸付け等を行っています。小学校の先生も学校で働いている時間はほとんど変わりません。